

令和5年8月17日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第2回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和5年8月17日(木) 午前9時
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員

1番	山重	義則	君	2番	岡本	幸子	君
4番	大崎	正男	君	5番	菅岡	利夫	君
6番	勝本	澄人	君	7番	鈴木	喜義	君
8番	寺西	久美子	君	9番	中元	茂雄	君
10番	原田	淳一	君	11番	亀山	真由美	君
13番	宮本	三雄	君				
- 4 欠席委員

3番	下土井	進	君	12番	齋藤	貴之	君
----	-----	---	---	-----	----	----	---
- 5 説明のため出席した者

事務局長	後	昌之	君
事務局次長	中原	賢	君
農林水産課課長補佐	川尻	由紀子	君
農林水産課主査	林	裕行	君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

- | | |
|---------|--|
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 7 号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 8 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の決定について |
| 議案第 9 号 | 柳井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意
見について |

第2回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より、第2回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中の下土井委員は欠席と聞いておりますが、齋藤委員はまだ出席されておられませんので11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において大崎委員と菅岡委員にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。
署名委員もよろしくお願いいたします。
- 議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第2号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。
- 局長 後君 「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名（田14,928㎡ 畑564㎡）から別紙調書のとおり農地所有権取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。
令和5年8月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。
- 次長 中原君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番 地目 畑 面積273㎡です。
利用状況は畑として耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。
受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理が便利のため譲り受け、引き続き畑として耕作するものです。80代で高齢ではありますが、申請地は以前から受人が管理しており、自宅にも隣接しているため、許可相当と判断されます。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約4.5kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積1,039㎡外5筆 合計 田6,829㎡ 畑 291㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、相続により申請地を所有しましたが、耕作を行う予定がなく、受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、以前から営農を希望しており、故実兄所有の申請地を相続人から譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約2.2kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積6,604㎡外1筆 合計 田8,099㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方の●●に居住し、高齢でもあり耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。

受人は、申請地を借り受けて耕作していましたが、渡人からの要望を受け、申請地は自宅から近く耕作管理が便利のため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東に約1.4kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員。

5 番 菅岡君 整理番号 1 番でございますが、8 月 3 日に関係委員さんと現地調査をさせていただきました。事務局からの説明のとおり、申請地は受人の自宅に隣接しており、従来から管理されているということもあり、取得をしても特に問題ないと判断をいたしますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 1 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号 2 番、3 番は、伊陸地区の勝本委員、お願いします。

6 番 勝本君 整理番号 2 番、3 番になりますけれども、8 月 2 日に現地確認をしております。2 番の利用状況が休耕となっておりますが、きれいに管理をされております。特段問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 2 番、3 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、整理番号 1 番から 3 番までの議案第 2 号について、原案のとおり可決・承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 2 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第 3 号を上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請人 外 1 名 (田 3 1 m² 畑 4 0 9 m²) から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。
令和 5 年 8 月 1 7 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
(4条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積31㎡ 外1筆 合計 田31㎡ 畑30㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に道路から自宅への進入路を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約600mの距離にある、●●沿いに位置する農地です。
現地確認につきましては、下土井委員、岡本委員が都合により立会日の調整が出来ませんでしたので、原田委員、篠脇推進委員、森田推進委員の3名で行っております。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(4条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番 地目 畑 面積379㎡です。
自宅に隣接の申請地を敷地拡張し、農業用倉庫を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約800mの距離にある、●●沿いに位置する農地です。
既に建設工事を行っていることから、始末書が提出されています。
また、申請地には赤線が通っており、赤線上に2a未満の農業用倉庫が建設されている状態ですので、赤線の払い下げの手続きを行うよう、8月8日に指導しております。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番については、原田委員、お願いします。

10番 原田君

ただ今、事務局から説明があったとおりで、進入路建設のための転用ということで許可適当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番について、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号2番については、中元委員、お願いします。

9番 中元君 8月3日に事務局のお二人と関係委員で現地を調査いたしました。437ができて間もなくのことと思いますが、すでに倉庫が建っております、始末書も出されておりますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番及び2番の議案第3号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第3号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第4号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

局長 後君 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外3名(田3,556㎡ 畑393㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和5年8月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
(5条(1)-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積1,029㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、耕作する予定もなく、維持管理することが困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積39

3. 76 m²、発電出力49.5 kwの太陽光発電設備を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西に約1.8 kmの距離にある、●●沿いの農地です。

事業計画について、雨水等は既存の排水口を利用するよう8月9日に指導し、変更された計画図が8月14日に提出されております。

また、周辺住民への周知につきましても、8月9日に指導を行い、測量時に隣接地所有者等に説明を行うとの回答です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条(1)－2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積1,947 m² です。

利用状況は耕作で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、現在耕作しておりますが、秋の収穫後は耕作する予定もなく、受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積454.65 m²、発電出力96.8 kwの太陽光発電設備を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東に約100 mの距離にある、●●沿いの農地です。

周辺住民への周知につきましては、6月8日に営業担当者が個別訪問の上説明し、不在宅にはポストに文書を入れたとの回答です。

現地確認につきましては、下土井委員、岡本委員が都合により、立会日の調整が出来ませんでしたので、原田委員、篠脇推進委員、森田推進委員の3名で行っております。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条(1)－3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積62 m² 外1筆合計 田 580 m² 畑 62 m²です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、耕作する予定がなく、受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、市内で一般廃棄物の収集運搬業を営む法人で、申請地を資

材置場として利用するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約500mの距離にある、●●付近の農地です。

申請地は、同法人名義の宅地倉庫を囲む不定形の畑の状態の土地で一体利用するものです。資材置場から●●へ土砂等が流入しないように対策を取るよう8月15日に指導しております。

なお、隣接の●●周辺地も同法人が既に購入しております。

現地確認につきましては、下土井委員、岡本委員が都合により立会日の調整が出来ませんでしたので、原田委員、篠脇推進委員、森田推進委員の3名で行っております。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条(1)－4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積331㎡ です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、近年市内に移転されたドラム缶の運搬等を行う法人の経営者で、住所は●●です。申請地を個人で購入し、自社への貸駐車場として隣接する宅地と一体利用するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約600mの距離にある、●●沿いの農地です。

周辺住民への周知につきましては、8月9日に指導を行い、測量時に隣接地所有者等に説明を行うとの回答です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番でございます。8月3日に現地調査を行いました。事務局からもご説明がございましたように、これは太陽光発電と道路と住宅に囲まれた農地でございます。雨水の方は既存の水路を利用する。また、周辺の方にも、宅地にも説明を行うということで、転用後も

他の農地に影響はないと思っております。転用基準にも合致しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号2番、3番につきましては、原田委員、お願いします。

10番 原田君 2番、3番について説明いたします。太陽光発電設備の設置ということで現地調査をいたしましたが、周辺への影響も大丈夫なようなので適当と思われますのでご審議のほどよろしく願いします。

3番ですが、住宅に近い農地で、小さい農地がついていまして、その転用ということで特別問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番、3番につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号4番は、齋藤委員が欠席なので、大崎委員、お願いします。

12番 大崎君 それでは、整理番号4番について説明いたします。8月3日に事務局の方と農業委員と現地を確認しに行きました。すでに周りも駐車場として使っており、地目が畑として残っているということで、全部駐車場にしたいということです。特に問題はないと思います。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から4番の全ての議案第4号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第4号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第5号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人（田574㎡）から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和5年8月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
（5条(2)－1）

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積574㎡です。

権利の種類は、所有権の移転です。

渡人は、高齢のため耕作管理が困難であり、受人に譲渡を希望したものです。

受人は、●●の酒造会社で、申請地に育苗の資材置場を建設するものです。同社は現在、近隣農地にて約4.46haの営農を行っており、今後の営農用に農業用資材置場を探していたところ、渡人からの要望があり譲り受けるものです。

申請地は、全面積が農用地の農業用施設用地で、北側に農業用倉庫が建っており、南側の農用地部分を資材置場に転用するものです。

所在地は、位置図に示していますが、●●から西に約1.4kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農業用施設用地と指定された農地です。

当該利用目的を達成するうえで、当該農用地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書も、柳井市長より提出されており、農地法第5条第2項の農用地利用計画において、指定された用途に供する場合に該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、本件につきましては、農地区分が農用地区域内農地のため、山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、勝本委員、お願いします。

6番 勝本君 8月2日に事務局と農業委員で現地調査をいたしております。内容について事務局の方からありましたけれども、倉庫の周りを転用するということでございます。特段問題はないというふうに判断をしております。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号1番の議案第5号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第5号につきましては、8月28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見を聴くこととし、許可相当とされた場合に可決・承認といたします。

議長 宮本君 続きまして、議案第6号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

局長 後君 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等を設定するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。
令和5年8月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 それでは、農地利用集積計画一覧表をご覧ください。計画は1件、2筆、合計2,543㎡を農地中間管理事業により売買するものです。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例により行われます。

農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由する形で、農地の出し手から公社が一時的に買い入れ、登記終了後には公社から受け手に売り渡されます。

公社の買い入れは、6月15日開催の第36回総会議案第175号で承認されております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第 6 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 6 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第 7 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等を設定するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、農業委員会の意見を求めます。

令和 5 年 8 月 1 7 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君

それでは、農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

冒頭でご説明申し上げました差し替えのものをご覧ください。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が、山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、農地中間管理権を取得するものです。

新規 3 2 件、4 6 筆、1 0 6, 2 5 0 m²の計画で、伊陸地区及び新庄地区の圃場整備工事が進み、耕作可能な状況になったため利用権を設定するものです。

計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。
伊陸地区は国営圃場整備、新庄地区は県営圃場整備という違いがあります。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第7号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第7号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第8号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の提出について
別紙調書のとおり農用地利用集積等促進計画の案を提出するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので農業委員会の意見を求めます。
令和5年8月17日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。
計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。
先ほどの議案第7号において、公益財団法人やまぐち農林振興公社が利用権を設定する農地を認定農業者に貸し付けるもので、本計画案の決定後、県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

菅岡委員。

5 番 菅岡君 先ほど 7 号の方で●●地区においては 1 年目、2 年目で単価が変わっているんですが、この配分（案）で行くと 1 年目の単価で配分するような計画になるところがあるのですが、その辺はどうでしょうか。

議長 宮本君 受け手と出し手の契約なので、それで決まったのではないかと思います。書き間違いではないと思います。

局長 後君 申し訳ございません。現在、確認が取れていませんので、後ほど説明させていただきます。

議長 宮本君 後で確認するということにします。
よって、議案第 8 号については、金額を除いては原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
（全員異議なく挙手）
全員挙手と認めます。
このとおりになっているかどうかは、後ほど確認することにして、議案第 8 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第 9 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第 9 号 柳井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について
農業経営基盤強化促進法施行規則第 7 条の規定により、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので農業委員会の意見を求めます。
令和 5 年 8 月 17 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
内容につきましては、農林水産課の川尻補佐が説明いたします。

農林水産課 川尻君 柳井市農林水産課川尻と申します。本日はよろしく願いいたします。
議案第 9 号でございます。本年 4 月 1 日に改正されました農業経営基盤強化促進法が施行されております。それに伴いまして、柳井市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正する必要があります。先月の農業委員会総会におきましてこの改正の概要につきましてご説明させていただいております。その後、皆様のご意見がございましたので、前回お示しさせていただいた案で今回議案として上程させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

全般、●●地区では皆さんに集まっていたき、地域計画の見直しをしたんですが、要点としては、人・農地から地域計画ということは、人がいないから、守るべき農地とそうではない農地、10年後を見据えた計画というのが地域計画だと思います。そういうふうに理解していただければいいと思います。

質疑がないようですと、質疑なしと認めていいですか。

長々としているので、帰ってゆっくり読んでいただきたいと思います。

議長 宮本君

それでは、議案第9号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第9号については、可決・承認と決します。

局長 後君

先ほどご質問がありました議案第8号でございますが、補足説明をいたします。

農林水産課の林が来ておりますので、林の方から説明いたします。

農林水産課 林君

お世話になります。農林水産課の林と申します。

農業委員会の中原次長さんから聞いたお話によりまして、配分一覧表の賃料についてということでお聞きをしております。賃料につきましては、1年目2,500円というところなので2,500円で作成しております。通常、配分の一覧表と、もう1枚の集積計画一覧表も2,500円で記載しているのですが、この度、備考欄に2年目以降は5,000円と記載しております。配分一覧表につきましては、公社の方に提出する書類となります。ですので配分一覧表の後に(案)と記載を入れているところです。市の方で原案を作成して、公社の方で正式な配分計画の一覧表を作るということになっております。流れといたしましては、集積計画といいますのが地権者さんから農地中間管理機構への契約ということになりまして、配分計画につきましては、中間管理機構から耕作者の方への契約ということになってまいります。配分一覧表というのは、原案というものはこちらで作成しますが、正式な配分一覧表につきましては、中間管理機構の方で作成し、耕作者との契約を結んでいくという流れになってまいります。

局長 後君

質問の内容を把握されてないようですが、この度、差し替えがありました●●地区において、1年目は2,500円、2年目以降5,000

0円となっていたと思いますが、配分計画の方では2,500円しかないから、2年目以降も2,500円で契約するかどうかという質問です。

農林水産課 林 君 この原案につきまして市の方で作成しておりまして、公社の方で正式なものを作っていくというところです。公社の方には特約事項といまして、契約書に添付する資料、1年目2,500円、2年目以降5,000円と記載した資料を、併せてこちらから送付しておりますので、それに沿って公社の方で正式に作成していくという流れになっています。

局長 後君 繰り返して質問します。作り方を言っているのではなくて、ここに記載のあるのが2,500円しか書いてないので、先ほどの差し替えと同じように1年目は2,500円、もし2年目以降が変わるのであれば、2年目以降は5,000円なりといった形の書き方をしなければいけないのではないかと思います。それについて、事前に農林水産課の方には事前情報をお知らせしたはずですが。

まず、聞きたいんですが、1年目と2年目以降の金額は変わらないんですか。

農林水産課 林 君 配分計画については公社の方で変えていくというふうに聞いております。ですので、市の方から別の資料の特約事項等を、契約書に添付する資料、賃料等を明記してある資料を、押印の上公社の方に送っておりますので、公社の方がそれを見ながら正式な資料を作っていくということになっていきます。ですので、(案)と書いておりまして、今後、公社の方でこちらの方を作成していくということで確認をしております。

局長 後君 こちらについては、公社の方で異なるシートを送るというふうに連絡を事務局の方に受けてますが、農林水産課の方には資料は来てないのですか。

農林水産課 林 君 先ほども申しましたとおり、(案)のベースの方は農林水産課の方で例年このように作成しております。これを公社の方に送りまして、これと併せて別資料、特約事項と契約書も併せて送っておりますので、それを見て公社の方で正式な資料を作成していくという流れになります。

局長 後君 皆様にはなかなか分かりにくくて大変申し訳ないんですけれども、現実としては、先ほども差し替えがございましたように、1年目は2,

500円、2年目以降は5,000円ということで、両者、それぞれ土地所有者と契約者の方は調整がついているようです。実務的には、こちらの促進計画の方と併せて、別途、別の契約書類を締結をしていたというのが今までの現状でございまして、これについておかしいということで、情報を農林水産課の方にも提出していますし、公社の方からも連絡をもらったところです。先般、公社の担当者の方から様式の修正を送るというような話をいただいていたんですけど、まだ農林水産課の方には、その修正の様式が出てないようです。

再度確認しますが、1年目は2,500円で、2年目以降は5,000円でよろしいのでしょうか。

農林水産課 林 君
局長 後君

はい、そうです。
大変申し訳ございません。今、農林水産課の方からご説明させてもらいましたけれども、手元の資料は1年目の金額しか記載してありませんが、内容的には2年目以降5,000円ということで、その辺を含めてご了解いただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

5 番 菅岡君

そしたら下の欄でもいいからそれを書いてもらったら、第7号と第8号が整合するからいいと思います。これでは整合しないのですよね、これだけを見たら。

農林水産課 林 君
議長 宮本君

かしこまりました。

大体、農林水産課に来た（案）が決定な訳よね。中間管理機構に出しても、中間管理機構が別に変えたりすることはあり得ない訳ですよ。ただ、文書を正式に書き直すだけ。だから、（案）のとおり契約ということになる。2,500円と書いてあれば2,500円ずっとだし、2年目以降5,000円ということは、2年目以降は5,000円ということですね。

そういうことだと思います。

農林水産課 林 君
議長 宮本君

その根拠となる資料も、きちんと押印の上、きちんと公社の方に送っておりますので、確認済みでございます。

了解。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

（閉会 午前10時03分）